行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	食品•生活衛生課	整理番号	17—1
許認可等の種類	調理師養成施設の指定				
根拠法令条例 等•条項	調理師法第3条第1号、調理師法施行規則第5条				
許認可等の概要	調理師養成施認	设の指定			
審査基準(未設定の場合はその理由)	調理師法施行規処理要領に定める		、別紙に掲げる調	理師養成施設の指	旨定に関する事務
基準の制定根拠		見則第6条、調理師 第57厚生労働省健	養成施設指導ガイ 康局長通知)	ドラインについて(平成27年3月31
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事実関係	の認定に難易差か	(あり、標準処理期	間の設定が困難)	
期間の制定根拠	_				